

令和6年度 【 河合地区市民センター 】 の管理に関する評価シート

1 施設の概要

名称	河合地区市民センター
所在地	伊賀市馬場 1128 番地の 1
構成施設等	事務室、会議室、小会議室、大会議室
開館日及び開館時間	平日 9 時から 17 時
休館日	センターの休館日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
施設所管課	阿山支所

2 指定管理者等

団体名称	河合地域住民自治協議会
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
指定管理料	総額 17,250,000 円（令和 6 年度 6,846,000 円）

3 業務実施の状況

(1) 施設の使用の状況

区分	貸出可能数 (件)	貸出数 (件)	稼働率 (%)	利用者数 (人)	備考
会議室	1,095	24	2.2	355	
小会議室	1,095	102	9.3	548	
大会議室	1,095	94	8.6	729	
計	3,285	220	6.7	1,632	

(2) 利用料金の収入等の状況

区分	利用料金合計 (A)	減免額 (B)	差引額 (A-B)	うち、未収入額
計				

(3) 管理に関する収支状況

単位：円

収入				支出	差引 (A-B)
指定管理料	利用料金	その他	合計 (A)	合計 (B)	
6,846,000		36,933	6,882,933	6,882,933	0

※自主事業に係る経費を除く。

4 評価

(1) 【 河合地区市民センター 】の設置目的、評価指標及び達成水準

ア 施設の設置目的

地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与することを目指し、施設管理を行うものとする。

(2) 評価指標及び達成水準

評価指標	達成水準	達成状況
地区市民センター利用延べ人数	1,200名	1,632名
達成状況に対するコメント 達成水準を大きく上回ることができた。		

評価指標	達成水準	達成状況
達成状況に対するコメント		

評価指標	達成水準	達成状況
達成状況に対するコメント		

3. 運営業務に関する市の履行確認及び評価

(1) 施設の運営に関すること。

業務内容	履行状況	市評価
センターの適切な管理のため、常時1名以上の職員を配置すること。	○	B
職員の勤務形態はセンターの運営に支障がないように定めること。	○	
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行に伴う差別を解消するための措置を実施すること。	○	
職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

(2) 自主事業（仕様書に定める自主事業をいう。）に関すること。

業務内容	履行状況	市評価
自主事業にかかる費用及び事業実施に際し徴収する参加料等の料金収入については、その収支を指定管理業務にかかる収支に含めないこと。	○	B
地域住民および利用者の施設に関するニーズを適正に反映されていること。	○	
事業の対象者については、各年齢層や世代間交流を考慮すること。	○	

評価に対するコメント（評価B以外は必須）

(3) 会議室等の利用に供すること。

業務内容	履行状況	市評価
施設等の利用受付、使用許可及び案内に関すること。	○	B
利用に伴う貸出品類の受付及び貸出等に関すること。	○	
施設等の利用状況の整理及び統計に関すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

(4) 施設及び設備の維持管理に関すること。

業務内容	履行状況	市評価
施設及び設備に関して仕様書別表1に定める保守管理を行うこと。	○	B
1件5万円未満（消費税額等含）の修繕については、指定管理者が実施するものとし、それを超える金額の修繕は市が実施するものとする。	○	
施設賠償責任保険に加入すること。	○	
従事職員の障害保険等、必要に応じて加入すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

(5) その他

業務内容	履行状況	市評価
緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導および訓練すること。	○	B
伊賀市個人情報保護条例の規定に基づき、適正な管理体制をとり、職員に周知徹底を図ること。	○	
消防法の規定に基づき防火管理者を定め、消防計画の作成をするとともに、防火訓練や自営消防訓練等の防火管理業務を行うこと。また、各種訓練を実施する際には管轄の消防署と協議を行い、その実績報告を行うこと。	○	
市主催事業について、必要な範囲において事業への協力及び日程等の調整を行うこと。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

4. 各種計画書及び報告書等の提出等に関する市の履行確認及び評価

業務内容	履行状況	市評価
事業計画書及び収支計画書を提出し、市の確認を得ること。【中間】	○	B
月次業務報告書を指定の期日までに提出すること。【中間・年度末】	○	
事業報告書及び収支決算書を指定の期日までに提出すること。【中間】	○	
事業報告書の提出に併せて団体等の決算書を提出すること。【中間】	○	
自己評価を行い、モニタリング結果を提出すること。【中間・年度末】	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

【履行確認】

- ：業務を実施した。
- ×：業務を実施していない。
- ：業務が発生しなかった。

【評価の基準】

- A：協定書、仕様書等の水準を上回る（履行状況に「×」がなく、仕様以上の業務を行ったとき。）。
- B：協定書、仕様書等の水準を満たしている（履行状況に「×」がないとき。）。
- C：協定書、仕様書等の水準を満たしていない（履行状況に1つ以上「×」があるとき。）。